



第4次新城市 地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

～ 職員一人ひとりの率先行動 ～



新 城 市

令和8年3月

目次

第1章 計画策定の背景	1
1 気候変動の影響	1
2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	1
3 地球温暖化対策を巡る国内の動向	2
4 新都市の動向	3
第2章 基本的事項	4
1 目的	4
2 計画の期間	4
3 対象とする事務事業の範囲	4
4 対象とする温室効果ガスの種類	4
5 算定方法	5
6 計画の位置づけ	5
第3章 前計画の取組状況	7
1 前計画の概要	7
2 温室効果ガス排出量の推移	7
3 発生源別温室効果ガス排出量の推移	8
4 発生源別温室効果ガス排出量の内訳	10
5 事業別温室効果ガス排出量	11
6 前計画の取組結果	13
7 温室効果ガス排出量の減少要因と排出削減に向けた課題	13
第4章 温室効果ガス総排出量の削減目標と取組	14
1 温室効果ガス排出量削減に関する目標	14
2 【参考】目標達成に向けた柱となる国の取組	15
3 目標達成に向けた柱となる新都市の取組	16
4 目標達成に向けた具体的な取組内容	17
第5章 計画の推進体制と進行管理	21
1 推進体制	21
2 点検・評価・見直し体制	22



第1章 計画策定の背景

1 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

令和3（2021）年8月には、IPCC 第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクはさらに高まることが予測されています。

2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

平成27（2015）年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国に関わらず、全ての国の参加と、各国が温室効果ガス削減目標（NDC：nationally determined contribution）を5年ごとに国連に提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや削減目標達成に向けた対策に取り組むこと等を規定しており、国際的な枠組みとして画期的なものと言えます。

また、同年9月には、国際連合総会において、世界全体で令和12（2030）年を目指して明るい未来を作るための国際社会共通の目標「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択され、目標の一つに「気候変動対策」が設定されました。

平成30（2018）年には、IPCCが公表した「1.5℃特別報告書」において、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、温室効果ガス排出量を令和32（2050）年頃に実質ゼロとすることが必要であることが示されました。この報告書を受け、世界各国で、令和32（2050）年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目標として掲げる動きが広がりました。

3 地球温暖化対策を巡る国内の動向

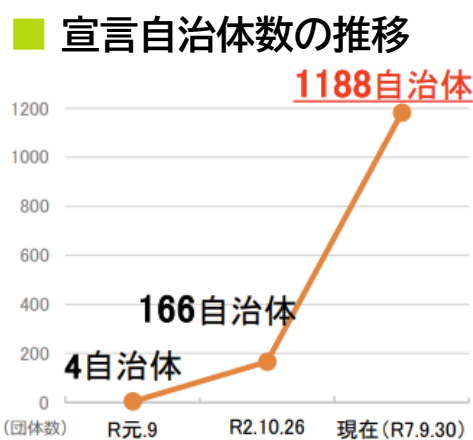
令和2（2020）年10月、我が国は、2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、翌年令和3（2021）年4月、地球温暖化対策推進本部において、令和12（2030）年度の温室効果ガスの削減目標を平成25（2013）年度比で46%削減することとし、さらに、50%削減の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3（2021）年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律では、令和32（2050）年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対してそれぞれの今後の方向性を予見し、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、地方公共団体においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

令和7（2025）年2月には、政府が行う事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標をこれまでの令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で50%削減することに加え、令和17（2035）年度までに65%削減、令和22（2040）年度までに79%削減することも目標として新たに掲げられ、その目標達成に向け、引き続き太陽光発電の導入、新築建築物のZEB^{※1}化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す自治体、いわゆるゼロカーボンシティは、令和元（2019）年9月時点ではわずか4自治体でしたが、令和7（2025）年9月末時点においては、1,188自治体と加速度的に増加しています。

※1. ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（Net Zero Energy Building）の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。



【2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体（2025年9月30日時点）】

出典：環境省（2025）「地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」
<<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>>

4 新都市の動向

本市では、環境行政の基盤となる「第1次新都市環境基本計画」を平成20（2008）年に策定し、その後の社会情勢や環境問題の変化に対応する形で、令和2（2020）年に「第2次新都市環境基本計画」を取りまとめました。しかし、近年は気候変動の深刻化や脱炭素社会の実現に向けた国の方針強化など、環境を取り巻く状況が大きく変化しています。

こうした新たな課題に適切に対応するため、令和7（2025）年度には中間見直しを実施し、「第2次新都市環境基本計画（改訂版）」として計画の充実を図りました。

改訂された環境基本計画には、市域全体で温暖化対策を推進する「新都市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含しており、国の掲げる2050年カーボンニュートラルに整合させる形で、平成25（2013）年度比で令和12（2030）年度までに50%削減、令和32（2050）年度までに温室効果ガス排出量ゼロという明確な目標を設定しています。これらの目標は、市としての責務を果たすだけでなく、地域全体の行動を促すためにも欠かせないものです。

また、新都市役所自らの取り組みとしても、平成20（2008）年に「新都市地球温暖化防止実行計画（第1次計画）～職員一人ひとりの率先行動～」を策定し、庁舎運営における温室効果ガス削減を継続的に進めてきました。その後、定期的な評価と見直しを経て、令和3（2021）年に「新都市地球温暖化防止実行計画（第3次計画）～職員一人ひとりの率先行動～（以下「前計画」という）」を策定し、行政内部における率先行動を強化してきました。

これらの取組の成果と課題を踏まえ、そして国の脱炭素化の加速に合わせて、市としてもより実効性の高い温暖化対策が求められています。現在、本市は2050年のゼロカーボン達成に向けて、地域全体と行政自身の双方が一体となって取り組む体制づくりに向き合っています。「新都市地球温暖化対策実行計画（第4次計画）～職員一人ひとりの率先行動～（以下「本計画」という）」は、その実現に向けた重要なステップとなっています。





第2章 基本的事項

1 目的

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という）第21条第1項に基づき、国の地球温暖化対策計画に即して、本市が実施している事務・事業に関し、「温室効果ガスの排出量の削減」と「温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化」に取り組み、環境負荷を低減することを目的としています。また、率先して取組を実行・推進することで、区域の事業者・住民の模範となり、地域全体の気運を高めることを目指します。

2 計画の期間

本計画の期間については、温室効果ガス削減の目標年度である令和12（2030）年度の排出量が把握可能となるのが令和13（2031）年度であること、国の地球温暖化対策計画や市の総合計画及び環境基本計画（区域施策編）等の状況を踏まえ、令和8（2026）年度から令和13（2031）年度までの6年間とします。

ただし、目標の達成状況等を踏まえ、必要に応じて見直します。

3 対象とする事務事業の範囲

原則として、本市が実施している全ての事務・事業を対象とします（指定管理者制度により管理する施設を含む）。

なお、温室効果ガス排出量の把握が困難なものについては、温室効果ガス排出実態調査の対象からは除外しますが、この計画による取組の対象とします。

4 対象とする温室効果ガスの種類

地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定された温室効果ガスは、次の表の7種類のガスです。このうち地球温暖化対策推進法施行令（平成11（1999）年政令第143号）第3条に規定された、温室効果ガス総排出量の算定対象とする温室効果ガスは、6種類のガスとなっています。パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄については、排出量の把握が困難であることから本計画の対象外とし、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の4種類のガスを対象とします。

【対象となる温室効果ガスの種類】

ガスの種類	人為的な発生源	市における算定対象
1 二酸化炭素 (CO ₂)	産業、民生、運輸部門等における燃料の燃焼に伴うものが大半を占め、温暖化への影響が大きい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン、軽油、灯油、A重油、LPGの使用量 ・電気の使用量 ・一般廃棄物の焼却量 (廃プラスチックの焼却量等)^{※2}
2 メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵等の農業部門から出るものが半分を占め、廃棄物の焼却や自動車の走行による排出ガスにも含まれる。	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の走行距離 ・一般廃棄物の焼却量
3 一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるが、工業プロセスや農業からの排出もある。自動車の排出ガスにも含まれる。	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の走行距離 ・一般廃棄物の焼却量
4 ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤等に使用されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・カーエアコンの使用に伴う排出量 ・カーエアコンの廃棄に伴う排出量
5 パーフルオロカーボン (PFC)	半導体等製造用や電子部品等の不活性液体等として使用されている。	※本市では対象外
6 六ふっ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用等として使用されている。	※本市では対象外
7 三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体や太陽電池のクリーニング剤、ドライエッチング剤等として使用されている。	※温室効果ガス総排出量の算定対象外

※2. 生ごみや紙くず等のバイオマス起源の廃棄物を焼却することにより発生する二酸化炭素は、植物により吸収されていたものが再び排出されるものと捉え、国際的な取決めにより排出量に含めないこととされています。そのためバイオマス起源以外の廃棄物（廃プラスチック等）の焼却量を計上します。

5 算定方法

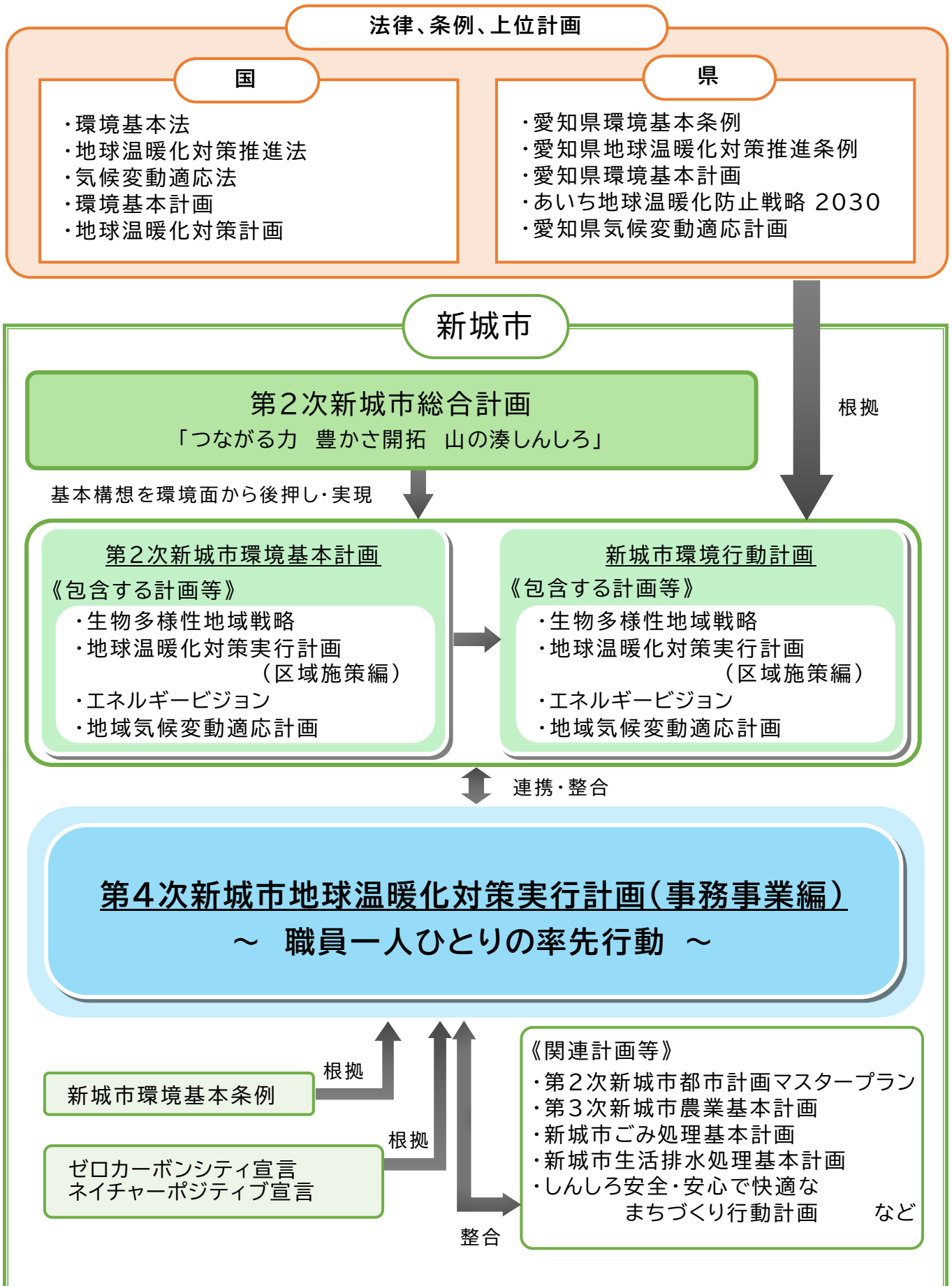
温室効果ガス総排出量の算定方法や排出係数等は、原則として「地球温暖化対策推進法施行令」及び「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に準拠します。

6 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項で策定が義務づけられている「地方公共団体実行計画（事務事業編）」に該当します。

また、第2次新城市総合計画の基本構想を環境面から後押し・実現するための環境基本計画の下位計画に位置づけられ、新城市全域の地球温暖化対策について定めた区域施策編と連携・整合しています。

【計画の位置づけ】





第3章 前計画の取組状況

1 前計画の概要

前計画では、本市が実施している事務・事業に関し、環境負荷を低減し、温室効果ガスの排出抑制を実行・推進するため、庁舎をはじめとする各公共施設において省エネルギー対策等に取り組みました。

前計画の概要は、次のとおりです。

【前計画の概要】

計画期間	令和3(2021)年度～令和13(2031)年度
基準年度	平成25(2013)年度
対象ガス	二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、 ハイドロフルオロカーボン(HFC)
対象範囲	本市の全ての事務及び事業活動。 ただし、温室効果ガス排出量の把握が困難なものについては、 温室効果ガス排出実態調査の対象から除外する。
削減目標	基準排出量(25,193 t-CO ₂)に対して28%削減

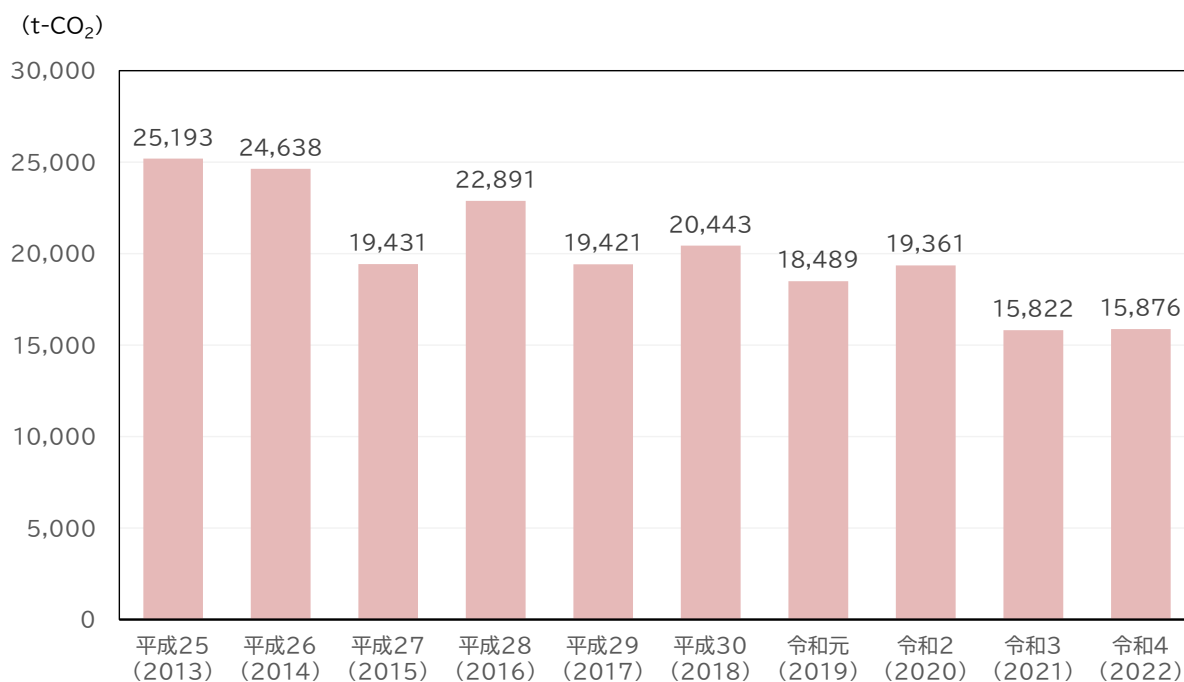
2 温室効果ガス排出量の推移

温室効果ガス排出量は、基準年度である平成25(2013)年度と比較すると、年度によっては前年度よりも増加することもあります。直近の令和4(2022)年度の排出量は、15,876.2 t-CO₂となり、基準年度比37.0%減少となりました。

【温室効果ガス排出量の推移】

項目 \ 年度	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	25,192.9	24,638.4	19,431.1	22,890.9	19,421.1
前年度比(%)	-	-	-	-	-
基準年度比(%)	0.0	▲2.2	▲22.9	▲9.1	▲22.9

項目 \ 年度	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	20,442.7	18,488.6	19,361.5	15,821.8	15,876.2
前年度比(%)	-	-	-	▲18.3	0.3
基準年度比(%)	▲18.9	▲26.6	▲23.1	▲37.2	▲37.0



【温室効果ガス排出量の推移】

3 発生源別温室効果ガス排出量の推移

温室効果ガス排出量をガスの種類別に基準年度である平成25（2013）年度と比較すると、二酸化炭素（CO₂）が24,485.7 t-CO₂から15,396.0 t-CO₂と37.1%減少、メタン（CH₄）が281.8 t-CO₂から169.8 t-CO₂と39.7%減少、一酸化二窒素（N₂O）が423.0 t-CO₂から310.4 t-CO₂と26.6%減少、ハイドロフルオロカーボン（HFC）が2.4 t-CO₂から0 t-CO₂と100%減少しました。

発生源別の推移をみると、LPGを除く全ての10項目については、増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。LPGについては、年度によって増加することもあります。概ね横ばい状態となっており、基準年度である平成25（2013）年度と比較すると2.4%の増加という結果になりました。

基準年度である平成25（2013）年度と令和4（2022）年度を比較して、特に大きく増減した項目は、559.5 t-CO₂から120.9 t-CO₂と78.4%減少した灯油と53.6 t-CO₂から17.9 t-CO₂と66.7%減少した笑気ガス、2.4 t-CO₂から0.0 t-CO₂と100%減少した自動車用エアコンです。

【発生源別温室効果ガス排出量の推移】

項目			2013	2014	2015	2016	2017	2018
			排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)
CO ₂	燃料の使用	ガソリン	288.5	316.9	310.2	303.6	293.2	424.8
		灯油	559.5	599.7	400.3	375.9	358.4	273.8
		軽油	274.1	298.3	211.2	204.5	201.2	148.8
		A重油	2,383.0	2,528.8	2,311.5	2,398.8	2,419.2	2,275.8
		LPG	178.9	169.5	161.1	179.4	147.6	160.6
	電気の使用	13,965.8	13,538.7	7,074.9	9,636.2	7,932.5	8,206.4	
	廃プラスチックの焼却	6,835.9	6,424.4	8,204.7	9,034.1	7,375.1	8,227.8	
小計			24,485.7	23,876.3	18,673.9	22,132.7	18,727.2	19,718.0
CH ₄	自動車の走行	0.8	0.8	0.9	0.8	0.8	0.8	
	一般廃棄物の焼却	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
	下水(し尿処理・浄化槽)	280.7	330.1	331.5	329.7	314.7	313.8	
小計			281.8	331.2	332.7	330.7	315.9	314.9
N ₂ O	笑気ガスの使用	53.6	36.5	35.8	37.3	0.0	35.8	
	自動車の走行	15.2	15.1	15.3	14.7	15.7	15.8	
	一般廃棄物の焼却	226.4	225.9	219.5	222.4	216.1	212.5	
	下水(し尿処理・浄化槽)	127.8	150.9	151.4	150.6	143.8	143.3	
小計			423.0	428.4	422.0	425.0	375.6	407.3
HFC	自動車用エアコン	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	
小計			2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	
合計			25,192.9	24,638.4	19,431.1	22,890.9	19,421.1	20,442.7

項目			2019	2020	2021	2022	2013年度比 2022年度削減率 (%)
			排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	
CO ₂	燃料の使用	ガソリン	218.5	230.5	211.5	214.9	▲ 25.5
		灯油	240.3	394.6	337.7	120.9	▲ 78.4
		軽油	137.0	220.1	170.5	233.3	▲ 14.9
		A重油	2,195.9	2,115.9	2,031.3	2,167.2	▲ 9.1
		LPG	166.4	273.3	159.2	183.2	2.4
	電気の使用	7,398.9	7,109.3	7,218.8	7,110.1	▲ 49.1	
	廃プラスチックの焼却	7,437.3	8,562.7	5,211.7	5,366.4	▲ 21.5	
小計			17,794.2	18,906.5	15,340.8	15,396.0	▲ 37.1
CH ₄	自動車の走行	0.8	0.6	0.6	0.7	▲ 11.5	
	一般廃棄物の焼却	0.3	0.3	0.3	0.3	▲ 10.7	
	下水(し尿処理・浄化槽)	313.2	143.9	168.8	168.8	▲ 39.9	
小計			314.3	144.8	169.7	169.8	▲ 39.7
N ₂ O	笑気ガスの使用	0.0	17.9	17.9	17.9	▲ 66.7	
	自動車の走行	14.8	12.4	12.1	11.7	▲ 23.1	
	一般廃棄物の焼却	219.7	212.9	202.9	202.5	▲ 10.6	
	下水(し尿処理・浄化槽)	143.1	64.4	78.4	78.4	▲ 38.6	
小計			377.6	307.6	311.3	310.4	▲ 26.6
HFC	自動車用エアコン	2.4	2.4	0.0	0.0	▲ 100.0	
小計			2.4	2.4	0.0	0.0	▲ 100.0
合計			18,488.6	19,361.5	15,821.8	15,876.2	▲ 37.0

4 発生源別温室効果ガス排出量の内訳

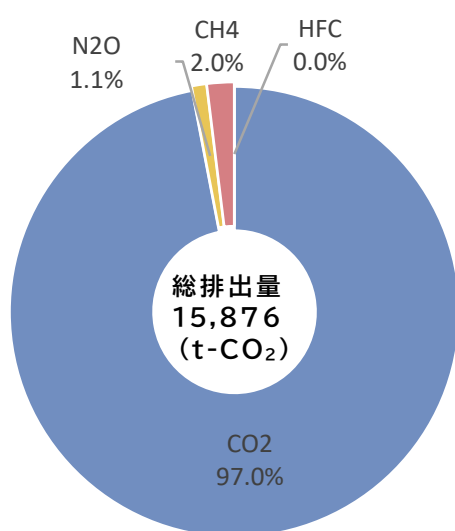
令和4(2022)年度における温室効果ガス排出量の内訳をみると、二酸化炭素(CO₂)が15,396.0 t-CO₂と全体の97%を占めています。

二酸化炭素(CO₂)の内訳をみると、電気の使用が7,110.1 t-CO₂と46.2%を占め、続けて廃プラスチックの焼却が5,366.4 t-CO₂と34.9%を占めており、この2項目で全体の81%を占めています。

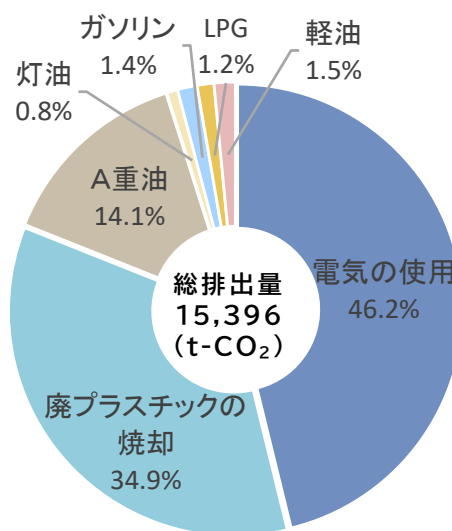
メタン(CH₄)は、下水(し尿処理・浄化槽)が168.8 t-CO₂と全体の99%を占めています。

一酸化二窒素(N₂O)は、一般廃棄物の焼却が202.5 t-CO₂と65.2%を占め、続けて下水(し尿処理・浄化槽)が78.4 t-CO₂と25.3%を占めており、この2項目でN₂O(一酸化二窒素)全体の91%を占めています。

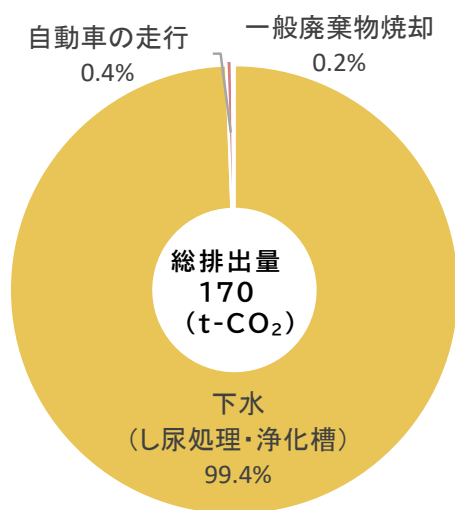
【温室効果ガス内訳グラフ】



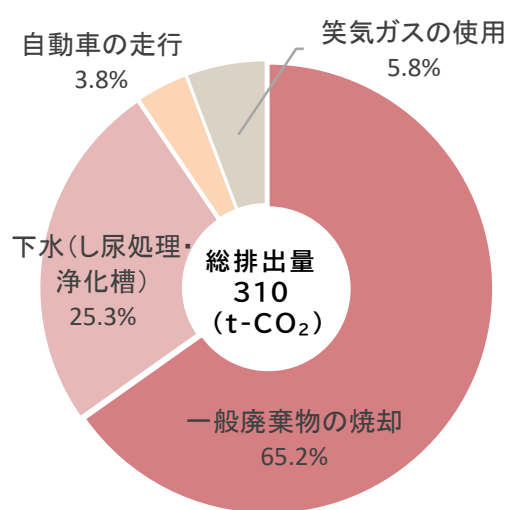
【CO₂内訳グラフ】



【CH₄内訳グラフ】



【N₂O内訳グラフ】



5 事業別温室効果ガス排出量

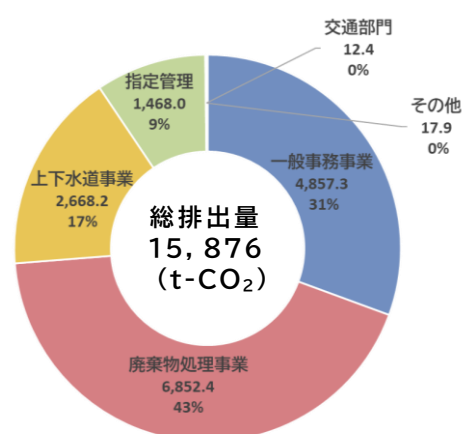
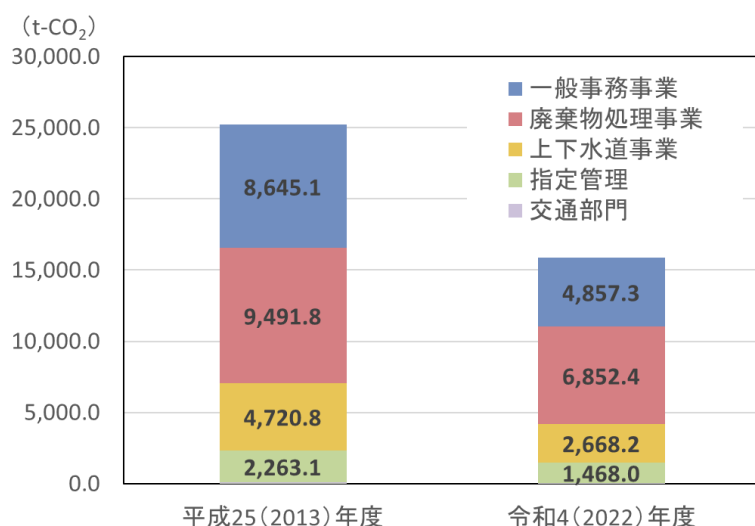
令和4（2022）年度の事業別温室効果ガス排出量をみると、基準年度である平成25（2013）年度と比較し、すべての事業において削減できており、一般事務事業においては43.8%減となりました。

令和4（2022）年度における事業別の内訳をみると、廃棄物処理事業が6,852.4 t-CO₂と43%を占め、続けて一般事務事業が4,857.3 t-CO₂と31%を占めています。

また、令和4（2022）年度の一般事務事業における部署別の内訳をみると、市民病院、産業振興部、健康福祉部、総務部の順に割合が高くなっています。産業振興部を除く部署では60%以上を電気の使用が占めています。一方、産業振興部は、A重油の使用が80%以上を占めています。

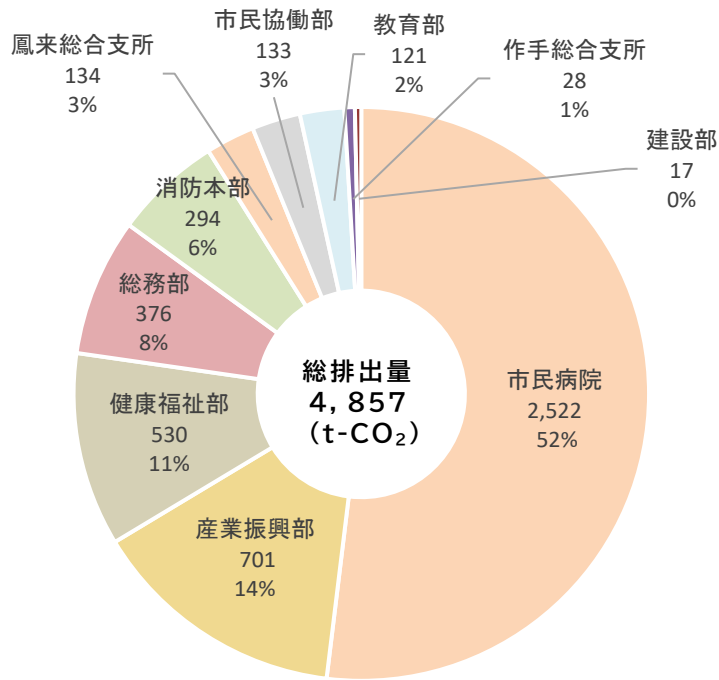
【事業別温室効果ガス排出量の推移と事業別内訳】

事業	平成25(2013) 令和4(2022)		削減率 (%)
	(t-CO ₂)		
一般事務事業	8,645.1	4,857.3	▲43.8
廃棄物処理事業	9,491.8	6,852.4	▲27.8
上下水道事業	4,720.8	2,668.2	▲43.5
指定管理	2,263.1	1,468.0	▲35.1
交通部門※ ³	16.0	12.4	▲22.6
その他※ ⁴	56.1	17.9	▲68.1
合計	25,192.9	15,876.2	▲37.0

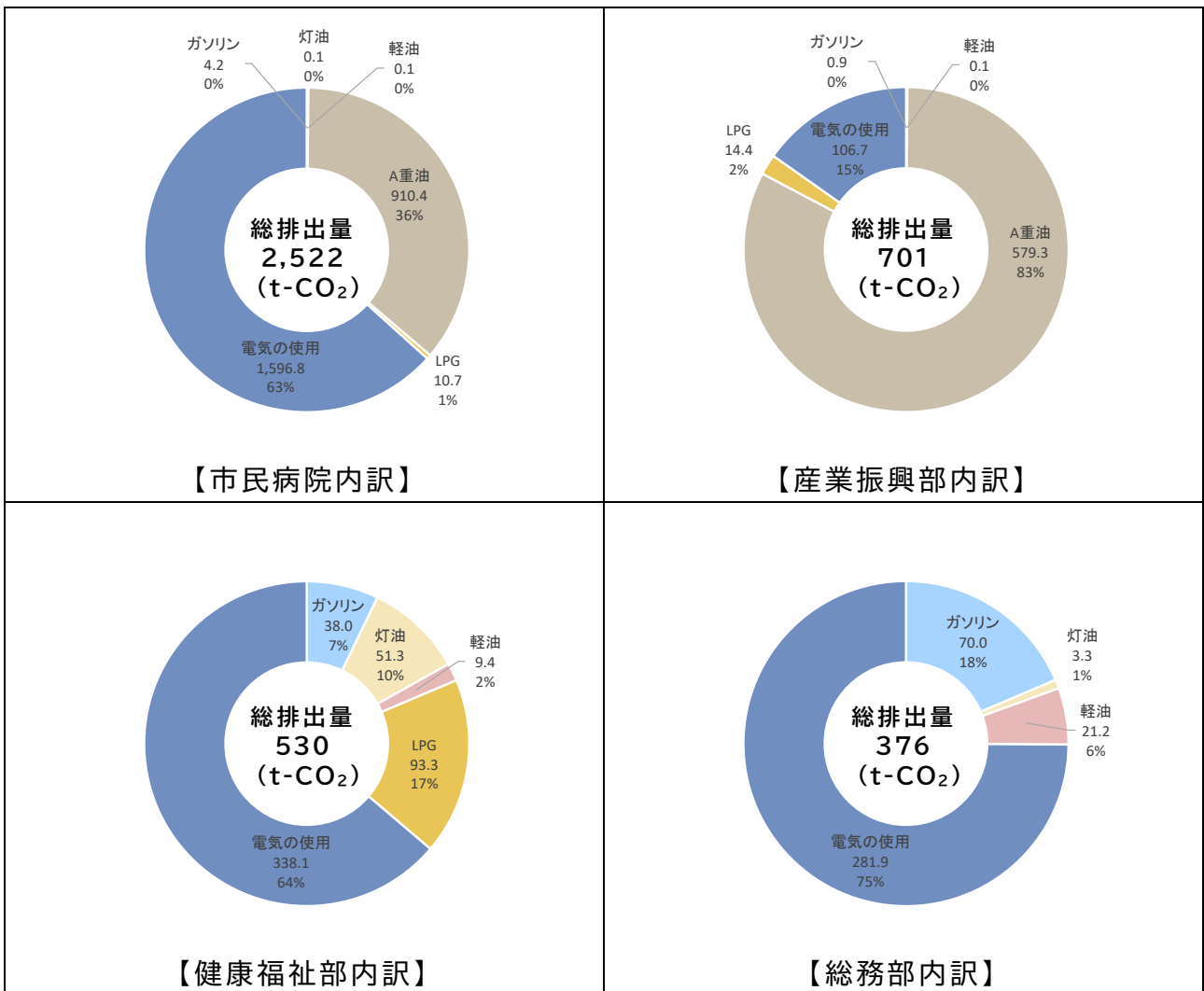


※3. 交通部門は、各事業における車両の走行による温室効果ガス排出量を示す。

※4. その他は、車両に搭載されたエアコンの使用・廃棄、笑気ガスの使用における温室効果ガス排出量を示す。



【令和4(2022)年度 一般事務事業における部署別内訳】



【令和4(2022)年度 部署別の発生源内訳】

6 前計画の取組結果

前計画では、温室効果ガス排出量を令和13（2031）年度までに平成25（2013）年度比で28%削減すると目標を掲げていましたが、令和4（2022）年度の温室効果ガス排出量は15,876.2 t-CO₂と平成25（2013）年度比で37.1%減少しており、既に前計画の目標を達成しています。

令和4（2022）年度について温室効果ガス排出量をガスの種類別にみると、二酸化炭素（CO₂）は、基準年度となる平成25（2013）年度比で37.1%減少となるも、15,396.0 t-CO₂と全体の97%を占めており、本市が実施している事務・事業において排出される温室効果ガスのほとんどが二酸化炭素（CO₂）であることが分かります。

この二酸化炭素（CO₂）の中でも、電気の使用が46.2%（全体では44.8%）、廃プラスチックの焼却が34.9%（全体では33.8%）と大部分を占めており、この2項目の排出量を削減することが重要であると読み取れます。

その他の項目をみると、ガソリン、軽油、A重油、LPG、廃プラスチックの焼却、自動車の走行（CH₄、N₂O）、一般廃棄物の焼却（CH₄、N₂O）は、基準年度となる平成25（2013）年度と比較して28%削減に達しなかったことから、この9項目についても排出量を抑える必要があるといえます。

また、令和4（2022）年度について事業別にみると、廃棄物処理事業及び交通部門は、基準年度となる平成25（2013）年度と比較し、廃棄物処理事業が27.8%減、交通部門が22.6%減にとどまっていますが、市民の生活と深く関わりのある事業であり、各事業を進めるにあたって必要となる車両の使用でもあることから、大幅な削減に至らなかったものとみられます。

一般事務事業では、43.8%削減することができましたが、部署別に詳しくみると、多くの部署において電気の使用の割合が高くなっており、依然として取組次第では、削減できる余地があると考えられます。

7 温室効果ガス排出量の減少要因と排出削減に向けた課題

温室効果ガス排出削減量の73.6%を占めていたのは、電気の使用による排出量削減分であることから、公共施設での省エネ効果や太陽光発電設備の導入効果により、電力事業者から供給される電気の使用量が削減されたと考えられます。

また、廃プラスチックの焼却においては、温室効果ガス排出削減量の15.8%を占めており、事業活動及び日常生活における3R（Reduce、Reuse、Recycle）の取組効果によるものと考えられます。

電気の使用及び廃プラスチックの焼却による温室効果ガス排出量の削減量は、削減量全体でみると大きな割合を占めていますが、単年度の排出量の中でも大きな割合を占めています。これまでの取組だけでなく、温室効果ガス排出量の更なる削減に寄与する取組を進めていく必要があるため、本市が抱える課題であるともいえます。



第4章 温室効果ガス総排出量の削減目標と取組

1 温室効果ガス排出量削減に関する目標

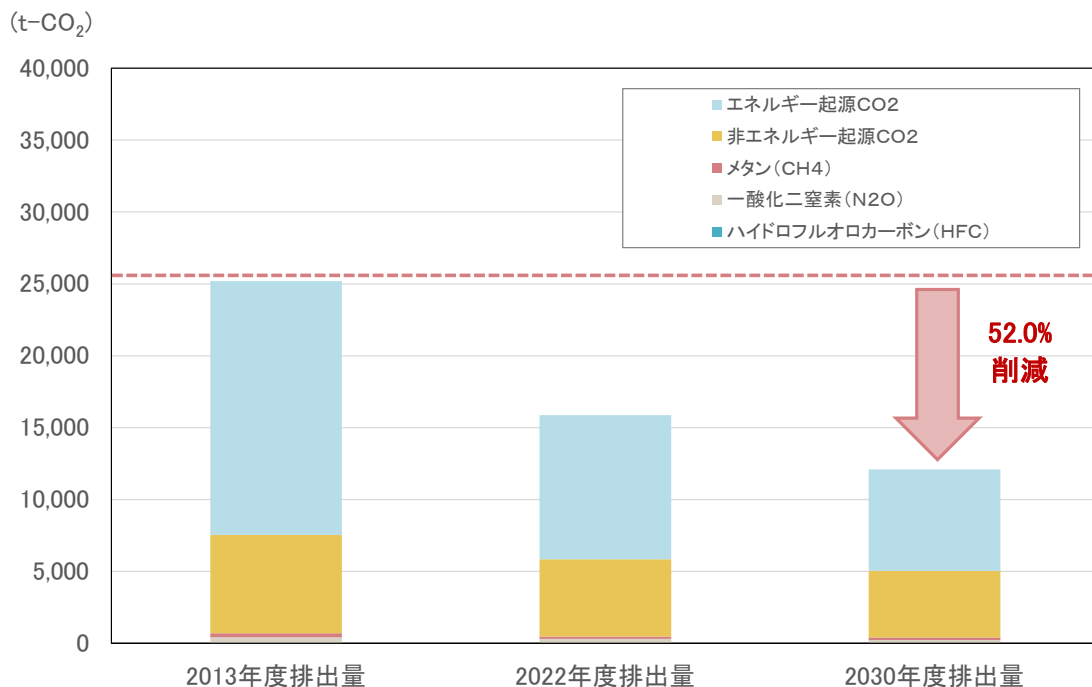
令和12（2030）年度までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、本市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

政府が示す地球温暖化対策計画の業務その他部門の目標も考慮し、令和12（2030）年度までに基準年度である平成25（2013）年度比で52%削減します。

【温室効果ガス排出量の推移と目標】

ガス種類別	温室効果ガス排出量(t-CO ₂)			目標削減率(%)
	2013年度 実績	2022年度 実績	2030年度 目標 ^{※5}	2013年度比
エネルギー起源CO ₂	17,649.8	10,029.6	7,059.9	60
非エネルギー起源CO ₂	6,835.9	5,366.4	4,627.9	32
メタン(CH ₄)	281.8	169.8	180.3	36
一酸化二窒素(N ₂ O)	423.0	310.4	232.7	45
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	2.4	0	0	100
合計	25,192.9	15,876.2	12,326.4	52.0

※5. 温室効果ガス排出量の推移については、基準年度となる平成25（2013）年度と令和12（2030）年度の温室効果ガス排出量を比較しています。なお、計画期間は、令和13（2031）年度までとなります。



【温室効果ガス排出量の削減目標】

2 【参考】目標達成に向けた柱となる国の取組

政府実行計画では、以下の取組が示されています。

【参考：政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標】

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	令和 12(2030)年度までに設置可能な政府保有の建築物(敷地含む)の約 50%以上に太陽光発電設備を設置、令和 22(2040)年度までに 100%設置を目指す。ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。 また、社会実装の状況(生産体制・施工方法の確立等)を踏まえて導入目標を検討する。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については、原則 ZEB Oriented 相当以上とし、令和 12(2030)年度までに新築建築物の平均で ZEB ready 相当となることを目指す。 また、令和 12(2030)年度以降にはさらに高い省エネルギー性能を目指す。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。 建築物の資材製造から解体(廃棄段階も含む)に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。
電動車の導入	公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については 令和4(2022)年度以降全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも令和 12(2030)年度までに全て電動車とする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた全体のLED照明の導入割合を令和 12(2030)年度までに 100%とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	令和 12(2030)年度までに調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
GX 製品	市場で選ばれる環境整備のため、率先調達に取り組む。 (GX 製品:製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP(カーボンフットプリント※6)がより小さいもの)

※6. カーボンフットプリント(CFP: Carbon Footprint of Product)とは、製品・サービスの原材料調達から廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガス排出量を、CO₂排出量として換算した値のことです。

3 目標達成に向けた柱となる新城市の取組

本市においては、各種計画及びSDGsのゴールの考え方、前計画の取組結果も踏まえ、7つの柱を掲げ、温室効果ガス排出量削減に資する取組を積極的に推進します。



【温室効果ガス排出量削減に向けた7つの柱とSDGs※7との関わり】

※7. SDGsは、気候変動や経済、貧困、教育など社会が抱える問題を解決し、世界全体で2030（令和12）年を目指して明るい未来を作るための17のゴール（目標）と169のターゲット（取組・手段）で構成された国際社会共通の目標です。本計画では、特に関わりの深いSDGsのゴールの考え方も取り入れた取組を推進します。

4 目標達成に向けた具体的な取組内容

各種計画及びSDGsのゴールの考え方等に基づき、前計画の取組結果を踏まえ、目標達成に向けた具体的な取組を推進します。

01 省エネルギーの推進、環境負荷低減を図るその他の取組		11 住み続けられるまちづくりを	12 つくばる責任	13 気候変動に具体的な対策を
一般事務事業				
照明・OA機器 関連	更衣室、会議室、トイレ等不要な照明の消灯、業務に支障のない範囲での昼休み及び時間外勤務時の消灯等、こまめな消灯を徹底します。			
	業務に支障のない範囲で照明器具設置数を削減します。			
	可能な範囲で蛍光灯や白熱電球を LED 電球に替える等し、消費電力の少ないものへの切り替えに努めます。			
	ノー残業デー、完全定時退庁日の励行等、時間外勤務縮減により、照明機器及び OA 機器に係る電気使用量の削減に努めます。			
	パソコンの低電力モードを活用します。			
	業務終了時及び休日の前日等は、電源を落としても支障のない OA 機器や電化製品の電源を切ります。			
空調機器 関連	執務室等の室内温度を、目安として夏季は 28℃、冬季は 20℃になるよう、設定温度の適正化を図ります。			
	扇風機と空調機器の併用や、ブラインドやカーテン等を活用した太陽光の調整等により空調効果を高めます。			
	快適な気候の日は、窓や入口を開放する等し、外気を取り入れます。			
上下水 関連	空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。			
	水圧の調整や節水コマの取付け、トイレへの擬音装置の設置、2 度流しの自粛等を実施します。			
その他	定期的な水漏れ点検を徹底します。			
	エレベーターの使用は、原則として荷物運搬時のみとします。			
上下水道事業				
施設の統廃合や集約化・複合化等により、エネルギー消費の縮減を図ります。				
電気・機械設備の更新時に省エネルギー型設備・機器の導入を推進し、建設工事においては、環境に配慮した建設機器等の使用率向上を目指します。				
有効率 ^{※8} の向上を図るため、漏水調査や老朽管布設替事業も継続します。				
指定管理者制度により管理する施設				
サービス等に影響のない範囲で省エネルギーに取り組みます。				

※8. 有効率とは、年間配水量に対する年間有効水量の割合を示すもので、水道事業の経営効率性を表す指標です。

02 再生可能エネルギーの導入・活用



一般事務事業

エネルギー供給関連	太陽光発電、小規模風力発電、太陽熱利用等再生可能エネルギーを利用した設備や温室効果ガスの排出量が少ない電力の率先導入に努めます。
	新たな電力調達先を選択する際は、再生可能エネルギー由来の電力を優先的に検討します。
	平常時及び災害時にも活用できる蓄電エネルギーの導入を検討します。
	鳳来中学校や新城市作手高齢者生活福祉センター「虹の郷」等に設置した蓄電エネルギーについて効率的な利用を図ります。
	林業の活性化により間伐材や根玉など林地残材の有効活用を促進し、森林資源のエネルギー利用について検討・推進します。

上下水道事業

沈殿池、ろ過池の覆蓋に太陽光パネルを設置し、太陽光発電システムの導入を図ります。

03 環境に配慮した公用車の利用・管理



一般事務事業

公用車関連	公用車を更新・新規導入する際は、ハイブリッド車をはじめとする低燃料車両※ ⁹ を優先的に選択し、温室効果ガス排出量低減に努めます。
	燃費効率のよいタイヤを導入します。
	バイオディーゼル燃料等の環境負荷の低い燃料に対応した公用車の導入を検討します。
	待機時のエンジン停止、不要なアイドリングの自粛、急発進・急加速の禁止等、エコドライブを推進します。

04 環境に配慮した購入・契約



一般事務事業

購入・契約関連	物品購入や公共工事を行う際は、可能な範囲で、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、一定水準の環境性能を満たす製品やサービスの調達に努めます。さらに、経済的に可能な範囲内で「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づき、価格と環境性能を含めた総合評価による契約を行います。
	OA機器や電化製品を購入する際は、国際エネルギースタープログラム適合商品や省エネルギー基準達成率の高いもの等、環境に配慮したものを優先的に選択します。
	市施設の新設・改修の際は、新城市公共施設等における省エネルギー及び再生可能エネルギー等導入に関する指針に基づき、省エネ対策等に努めます。
吸収作用関連	市内における木材産出量の増加を図るとともに、市内で新設、改修等を行う公共建築物等へ新城市産材をはじめとする東三河産の木材利用を推進します。

※9. 低燃料車両には、ハイブリッド自動車（HV）以外に、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）が含まれます。

一般事務事業

用紙・
印刷物
関連

庁内の連絡や周知文書は、庁内ネットワークにより会議用配布資料をできる限り簡略化・共有化・データ化する等、ペーパーレスに努めます。

再使用できる紙は、可能な限り使用します。再使用できない紙は、廃棄物として出さずリサイクルします。

廃棄物
関連

使い捨て製品の購入や使用を自粛するとともに、分別排出を徹底し、廃棄物の排出量削減に努めます。

購入物品の梱包はできるだけ簡素化するよう納入業者に依頼し、それでも発生してしまう梱包材は業者による持ち帰りや可能な限りの再資源化に努めます。

各部署で不要となったモノの情報を庁内で共有し、必要とする部署へ譲り、再活用する「AGERU×MORAU制度」を積極的に活用します。

各職場で管理している物品等について、貸出可能なものは、庁内ネットワーク等を利用した情報共有を行います。

事務用機器類は、可能な限り修理して活用します。

コピー機やプリンタ等のカートリッジ類は、業者による回収を徹底します。

廃棄物処理事業

3R【Reduce(排出抑制)→Reuse(再使用)→Recycle(再生利用)】という考え方を、その順序が持つ意味とともに職員に浸透させます。

ごみの排出抑制に取り組むとともに、排出されるものは適正に処理することで、環境負荷の軽減に努めます。

資源・ごみの分別ガイドやごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」等により分別ルールが周知徹底されるように努めます。

持続可能な形で資源を最大限活用できるよう「PASSTO」や「ジモティー」、「おいくら」、本市の「リユースの広場」を活用したりユース活動を促進し、循環経済(サーキュラーエコノミー)の形成を図ります。

上下水道事業

水道工事に伴う発生土等の建設発生材のリサイクル化を進め、園芸用土やグラウンド土として有効利用するため、粒状改良土やセメント原料等への再資源化を推進します。

06 森林吸収源の保全



一般事務事業

吸収作用 関連	林業経営者等による間伐や、主伐後の再造林を支援・推進し、林業活動による人工林の健全化を図ります。
	森林所有者や林業経営者と連携した里山林の整備等により、多様な森林の形成を推進し、鳥獣被害対策の実施等により健全化を図ります。
	林業活動や森林整備の計画に応じて、林道・森林作業道等の修繕、改良等を計画的に進めていきます。
	治山事業の計画的な実施等、防災・減災対策を推進します。
	森林資源情報の整備・共有、林業経営者への集約化支援、森林所有者への説明会や普及啓発活動等を通じて、森林所有者の意識向上を図り、林業活動が実施しやすい環境を整備します。

07 職員の意識醸成・率先行動



一般事務事業

空調機器 関連	エコスタイル(クールビズ、ウォームビズ)での執務に取り組み、服装やひざかけ等で体感温度の調節を図ります。
公用車・ 自動車通 勤関連	移動の際には公共交通機関を積極的に利用し、移動距離が1 km 以内の場合はできる限り徒歩又は自転車により移動します。 できる限り自動車通勤を自粛し、可能な職員には、徒歩、自転車、公共交通機関の利用による通勤を積極的に奨励します。
上下水 関連	こまめな止水や水を貯めての食器洗浄等、効率的な水の利用に努めます。 節水を意識した行動について、職員への周知・啓発を推進します。
その他	エコオフィス推進員に向けた環境教育や研修を行うことにより、職員の自然環境を含めた環境意識向上に努めます。 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進します。 オンラインでの会議や打合せを積極的に行い、資料印刷や現地への移動を減らし、廃棄物や燃料の削減に努めます。



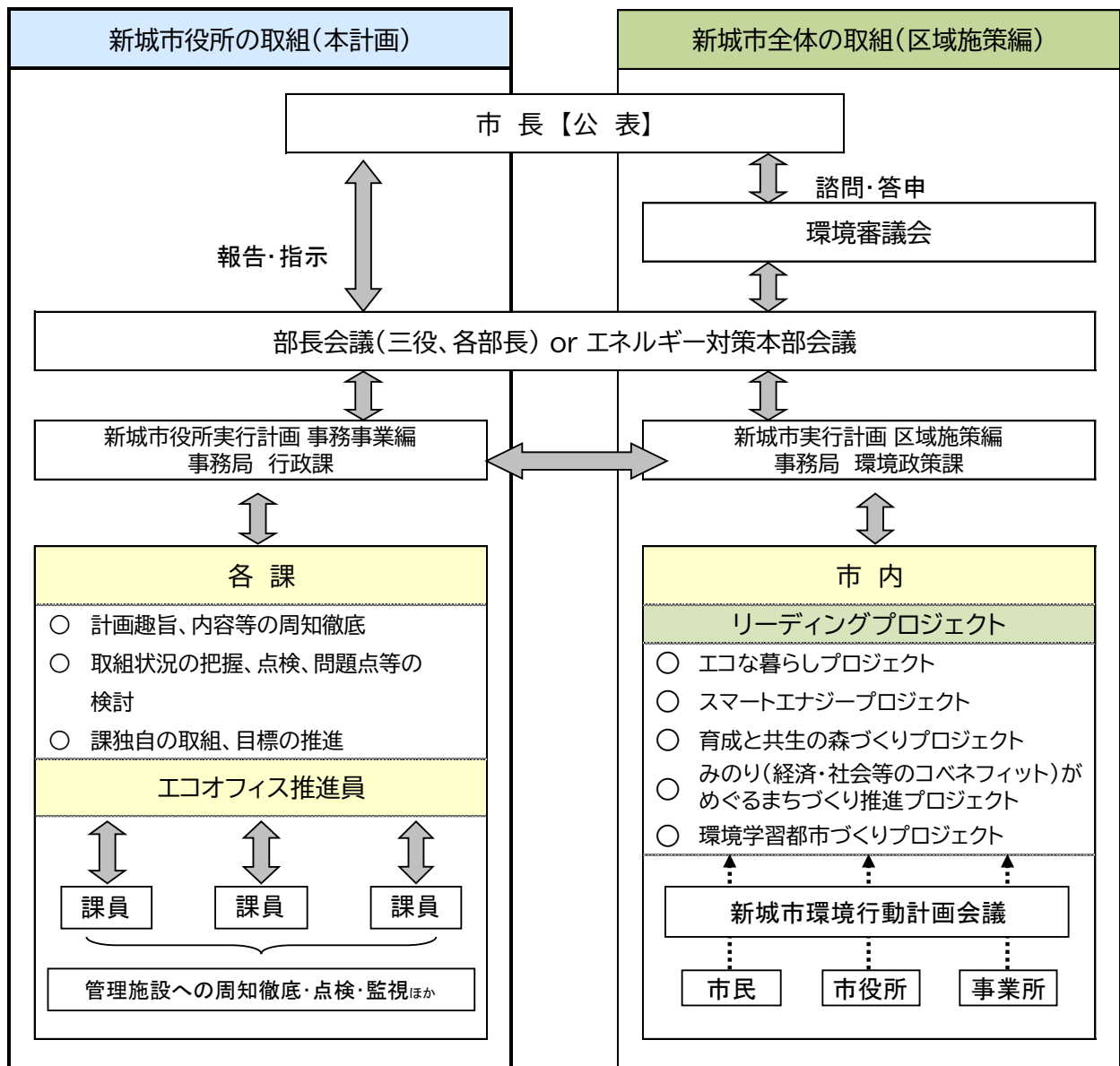
第5章 計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

本計画の取組は、行政課に設置する新城市役所実行計画事務事業編事務局（以下「事務事業編事務局」という）を中心に推進します。

また、各課等にエコオフィス推進員を配置し、職員に対して研修や情報提供等を行うことで、取組を着実に推進します。

【計画の推進体制】

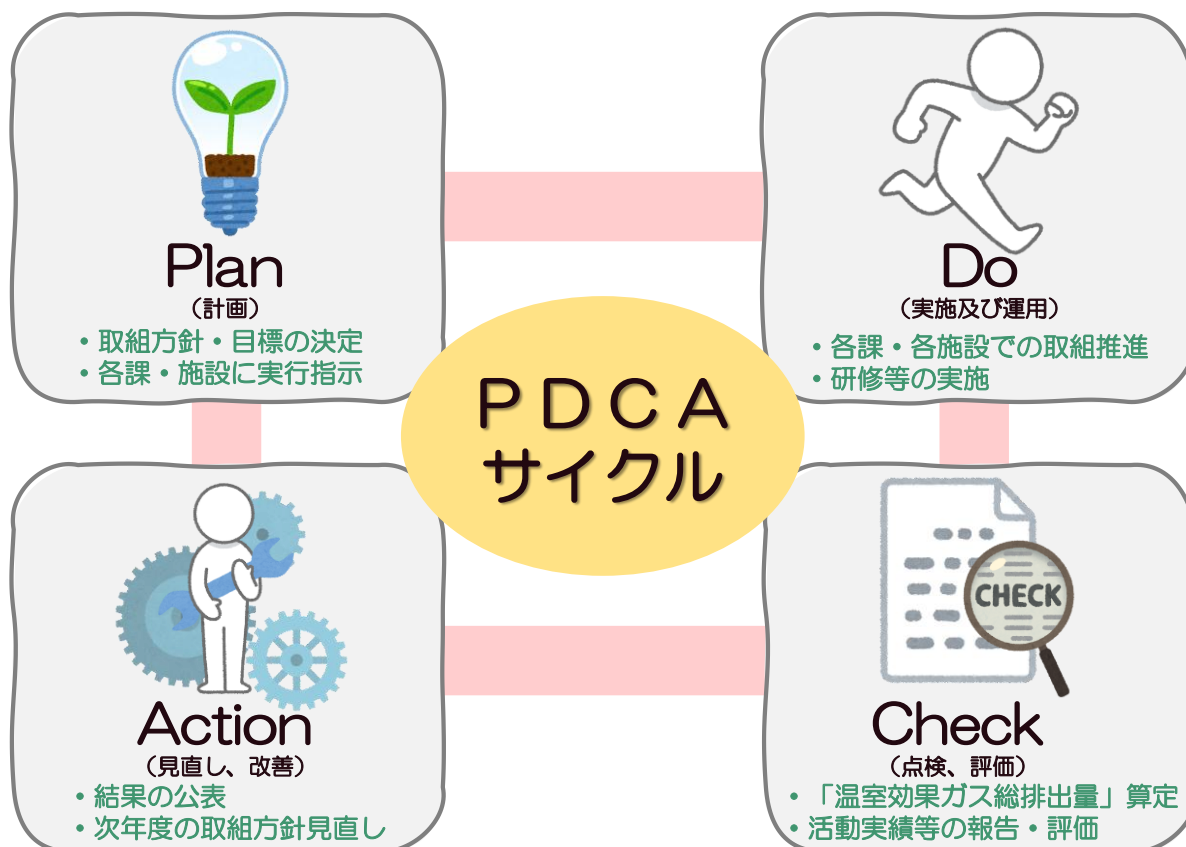


2 点検・評価・見直し体制

本計画で掲げた削減目標を達成するため、全職員が自らの事務・事業を行う中で、環境保全意識を高め、取組を実践していきます。

また、運用の仕組みとして、Plan【計画】、Do【実行】、Check【評価】、Action【改善】のPDCAサイクルにより、継続的改善を図りながら推進していきます。

【PDCAサイクルのイメージ】



事務事業編事務局は、毎年度、事務・事業活動に伴い排出される温室効果ガス等について調査を実施し、状況を把握します。

温室効果ガス排出状況や地球温暖化対策の進捗状況等は、毎年度、環境報告書において、市ホームページ等で公表します。

地球温暖化を取り巻く社会情勢や本計画の運用管理の状況、点検・評価結果等を考慮し、必要に応じて本計画の見直しを行うものとしします。